

平成27年度

教育委員会定例会
(2月)



平成28年2月9日(火)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成28年2月9日（火） 午後3時00分

場 所 教育長室

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案第24号 鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について (P 2)

(2) 議案第25号 平成27年度鹿屋市一般会計補正予算（第6号）に係る意見の申出について (P 5)

5 報告

(1) 鹿屋市社会教育委員の会議からの答申について (P 6)

(2) 鹿屋市スポーツ推進計画策定に係る意見聴取について (P 7)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第24号

鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年2月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

地区の生涯学習を推進する主体の多様化に対応するため、所要の規定を整備したので本案を提出するものである。

【本議案は非公開】

議案第25号

平成27年度鹿屋市一般会計補正予算（第6号）に係る意見の申出について
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第
2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成28年2月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

平成27年度鹿屋市一般会計補正予算（第6号）のうち教育委員会の所管に係る分
について、市長に意見を申し出ようとするものである。

【本議案は非公開】

報告(1)

鹿屋市社会教育委員の会議からの答申について

【本報告は非公開】

報告(2)

鹿屋市スポーツ推進計画策定に係る意見聴取について

(別 紙)

鹿屋市スポーツ推進計画の策定（改定）について

1 計画の位置づけ

スポーツ基本法第10条「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」及び教育基本法第17条第2項に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための計画」とする。

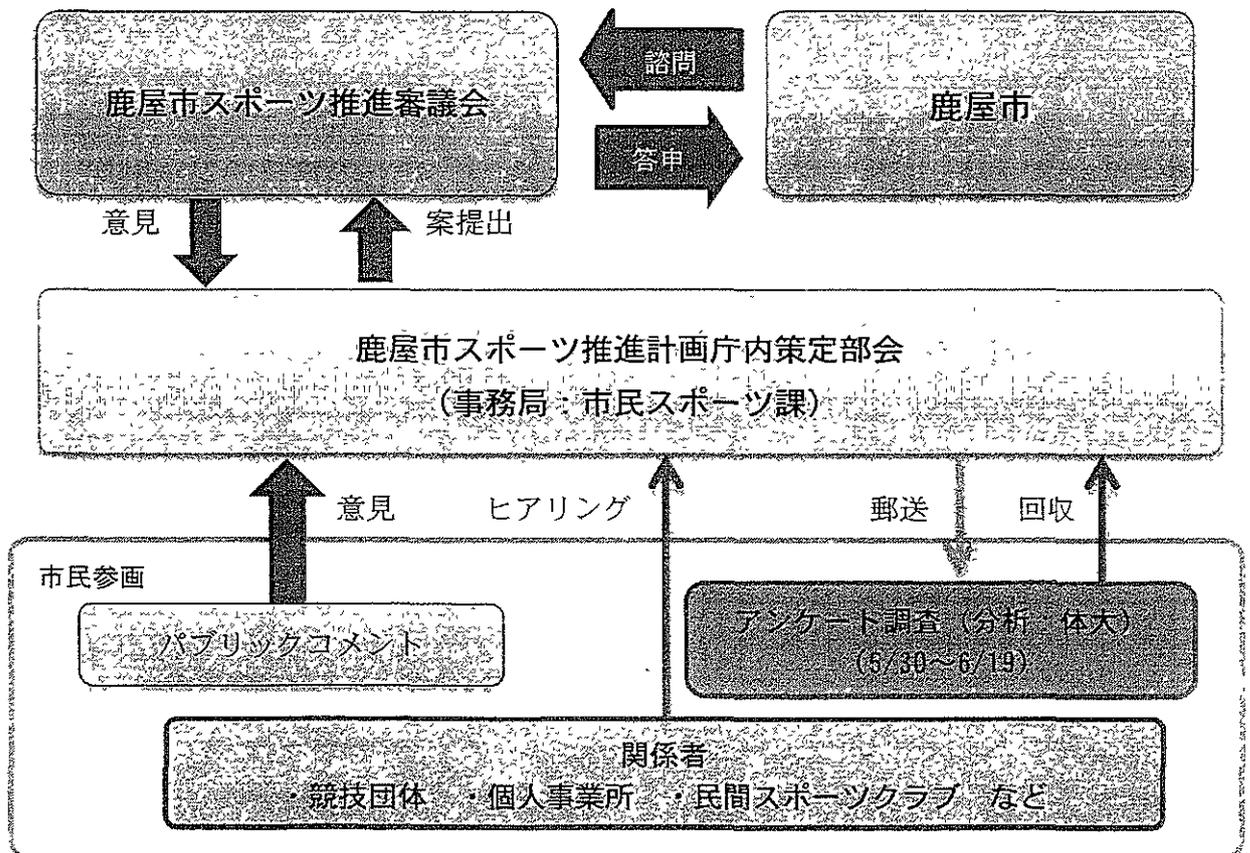
2 教育委員会への意見聴取

スポーツ基本法第10条第2項に基づき、教育委員会の意見を聴取するもの。

3 改正理由

- 現行計画では「概ね中間時期に計画の見直しを行う」とされていること。
また、平成27年度以降の成果指標が定められていないこと。
- 現行計画の前期実績による成果や現状等の検証を行うとともに、計画に掲げられた政策について、必要な見直しを行う必要があること。
- 平成23年に、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正された。スポーツ立国を目指し、スポーツの効果やスポーツ施策の理念等が改められたこと。
- 平成24年に、スポーツ基本法に基づき、地方自治体が計画を策定する上で指針となるスポーツ基本計画が策定されたこと。
- 平成23年に、鹿児島国体の開催が決定（鹿児島県国体準備委員会第1回総会が開催）され、鹿児島国体への対応が大きな政策課題となったこと。

4 策定イメージ



3 計画の改正点

これまでの「鹿屋市スポーツ振興計画」を踏襲しつつ、スポーツ基本計画や鹿屋市教育大綱の理念を踏まえ、下記のとおり「鹿屋市スポーツ推進計画」として改める。

	旧計画	新計画
基本理念	生涯スポーツ社会の実現	スポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる社会の実現
基本目標	スポーツで心豊かに、身体いきいき健やかに	生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまち スポーツに挑戦する楽しみがあるまち スポーツを通じて鹿屋の魅力・活力・交流を楽しめるまち
基本方針	スポーツ活動の推進 スポーツ施設の整備・充実 スポーツ交流の推進	スポーツ環境づくりの推進 生涯スポーツの推進 競技スポーツの推進 運動による健康づくりの推進 スポーツ交流の推進

鹿屋市スポーツ推進計画（概要）

